

元 氣 の 源 通 信

充実した人生を送るために心・技・体を磨き続ける
みんなが笑顔で暮らせる社会をつくろう

福岡市博多区比恵町 11-7-701
深川経営労務事務所・(株)グッジョブ
特定社労士・人事コンサルタント 深川順次
TEL092-409-9257 FAX092-409-9258

(今月の言葉) 女性がイキイキと働き、安心して子供を産める社会を実現する

- ①健康障害を予防する
- ②女性が活躍できる社会をつくる
- ③女性が安心して子供を産める社会を実現する

2018年9月号 (第179号)

6月末「働き方改革関連法案」が成立しました。その最大の目玉が、長時間労働の是正です。周知のように残業時間が1年間で720時間以内とされました。(平成31年4月1日から)

- ①単月で100時間未満(時間外労働+休日労働)
- ②2~6ヶ月平均で月80時間以内(時間外労働+休日労働)
- ③原則限度時間である月45時間(1年単位の変形の場合は42時間)を上回る回数は年6回目まで以上、①~③のいずれも満たすことが求められています。更に罰則の適用です。これに違反したときは、「6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金」です。

また、年次有給休暇も「付与日数が10日以上ある労働者には、年5日の付与義務」が使用者に発生します。(平成31年4月1日から)

この「働き方改革」の目的は、一言でいえば「1億総活躍社会の実現」ですが、今回は長時間労働の是正との関連で①健康障害の予防、②女性の活躍促進、③少子化対策に絞って明らかにします。

女性がイキイキと働き、安心して子供を産める社会を実現する

■健康障害を予防する■

長時間労働の弊害は、まず健康障害です。その典型が過労死、過労自殺です。「過労死等防止対策白書」(2017年版)によると、2016年度に認定された過労死・過労自殺は191件です。また2010年1月~2015年3月の5年間に精神疾患で労災認定された人のうち、368人が過労自殺しています。

また、ひと月の残業時間と突然死の原因となる心疾患、脳疾患の発生件数に明らかな相関があることが分かっています。

右上図の心筋梗塞リスクを見ますと、週労働時間40時間を1としたときに、41~60時間で1.2倍、61時間以上で1.9倍となっています。つまり残業時間が長くなればなるほど、突然死のリスクが飛躍的に高まるということです。

右下図では、残業時間が80時間を超えたあたりから突然死の発生頻度が急激に高くなっています。逆に45時間以内であればほとんど発生しません。

残業時間は45時間(1年単位であれば42時間)以内にするのが求められています。(中小企業でも残業時間60時間超の残業代は2023年4月1日から1.5倍となります。)

表1 長時間にわたる時間外労働時間と脳・心臓疾患の発症との関連を評価する目安

時間外労働時間	月45時間以内	時間が増加すると	月100時間または2~6ヵ月平均で月80時間を超える
業務と脳・心臓疾患の発症との関連	弱い	徐々に強まる	強い

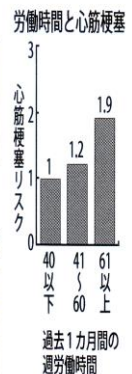
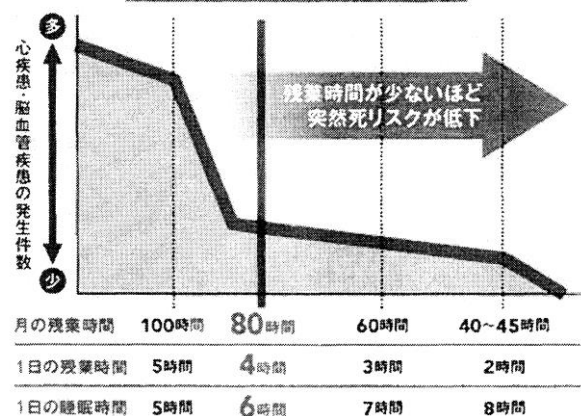


表2 長期間にわたる労働時間の換算表 ※週休2日を仮定して計算

月時間外労働時間	0	45	80	100
週労働時間	40	50	60	65
1日あたり労働時間	8	10	12	13

残業時間と突然死リスクの関係



■女性が活躍できる社会をつくる■

長時間労働の2番目の弊害は女性活躍の阻害です。

日本社会はいち早く人口減少社会に突入しています。また産業構造も重化学工業中心からサービス業中心に大転換しています。こうした中で女性の活躍なしでは経済発展はありません。

しかし女性活躍の現状は、あまりにもお粗末です。

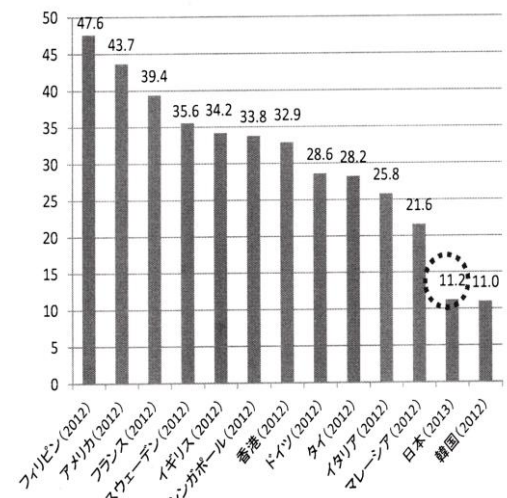
日本の管理職に占める女性の比率は 11.2%(2013 年)。主要 7 カ国の中ではダントツ最低。アジアの中でもフィリピン、シンガポール、タイなどに比べて大きく見劣りしています。

多くの企業では、現場には多様な人材がいても、管理職層になれば9割以上が男性、役員になればほぼ100%が男性です。それは管理職登用に「24時間型で働ける」ことが重要な条件になっているからです。実際日本の女性管理職の7割が未婚または子なしで、男性と同じように長時間労働ができることが前提となっているのです。

こうした長時間労働が必須となるような働き方そのものを見直していくことなしには、女性が活躍できる社会はできないと思います。

日本では、まだまだ多くの女性が妊娠・出産を機に退職しています。また昇進を望まない女性も多い。その最大の理由は「仕事と家庭の両立を困難」にしている長時間労働です。

6) 管理的職業従事者に占める女性割合の国際比較



資料出所: 日本総務省統計局「労働力調査」、
その他: (独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2013」

■女性が安心して子供を産める社会を実現する■

長時間労働の3番目の弊害は、少子化です。

少子化にはいろんな要因があります。例えば、高学歴化による晩婚化、若手の非正規雇用の増大などです。同時に長時間労働も大きな要因だといわれています。

右図は、1人目が生まれた夫婦に、その後2人目以降が生まれたかどうかと夫の家事・育児時間との相関を描いています。夫が全く家事・育児を行わない夫婦では88.1%に2人目が生まれていません。その逆に夫の家事・育児時間が6時間以上の夫婦には80%が2人目以降を産んでいるのです。それだけ男性の手は育児に必要だということです。

総務省「2016年(平成28年)社会生活基本調査」によると、6歳未満児のいる世帯について、1日の家事・育児関連時間をみると、夫は1時間23分(うち育児時間は49分)である一方、妻は7時間34分(うち育児時間は3時間45分)となっています。日本の夫の家事・育児時間は、欧米諸国の夫の3分の1でしかありません。家事・育児時間の負担軽減なくして女性は、安心して子供を産むこともできないし、安心して働くこともできません。

女性が安心して子供を産める社会にするためにも、男性の長時間労働の是正は避けて通れません。

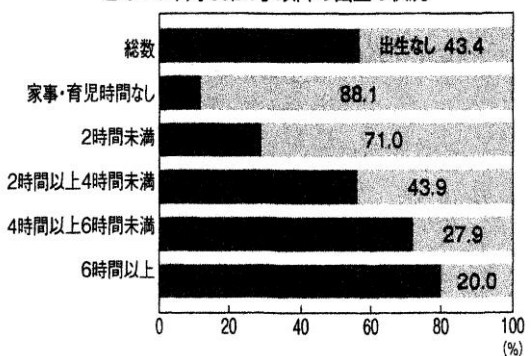
(現状は、子育て期の男性(30~40歳代)が一番多く週60時間以上働いている)

「男性も家事・育児を積極的に担う」という意識変革とともに長時間労働の改善が求められています。

同時に ①勤務時間の長さではなく、生産性の高さで評価する、②生産性の高い社員の考え、やり方を「見える化」し、全社員で共有するなどの改革が求められています。

「働き方改革」は、旧来の「男性中心の働き方」の改革にほかなりません。

夫の休日の家事・育児時間別に見た
この11年間の第2子以降の出生の状況



(注1) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第11回調査時の状況である。

(注2) 11年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

(注3) 「総数」には、家事・育児時間不詳を含む。

出所: 2015年7月15日付 厚生労働省 第2回21世紀成人年齢調査(2012年成年者) 及び第12回21世紀成人年齢調査(2002年成年者)の概況をもとに作成